



令和2年11月1日

新型コロナウイルス感染症について（情報9：R2.10.16 現在）

～町民の皆さまへ～
新型コロナウイルス感染症の相談窓口について

冬季は新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が懸念されており、症状から鑑別することは困難といわれています。

そのため、発熱等症状のある方が地域で適切に相談・受診ができるよう、11月1日からコロナの相談窓口が下記のように変更になります。

【受診・相談の流れ】

11月1日からは…

◆**発熱等**の症状がある方

まずはかかりつけ医に電話相談

◆かかりつけ医がない方、休日・夜間または相談する医療機関に迷う場合

新型コロナ 受診相談センター
電話：0120-88-0006
24時間対応（土日祝日含む）

◆相談したかかりつけ医または受診相談センターから、「診療・検査医療機関」を案内していただき、受診することになります。

町民の皆様には引き続き感染予防のため、「新しい生活様式」をはじめとする、①密閉、密集、密接（3密）の回避 ②手洗い、マスク（咳エチケット）等の実施 ③定期的な換気の実施 についてのご協力をお願いいたします。

裏面もご覧ください ⇒

お知らせ

インフルエンザ予防接種費用助成額の変更について

山形県インフルエンザ接種費用支援事業を受け、インフルエンザの費用助成額等は下記のとおりとなります。

◆助成額が変更となった方

定期接種対象者	① 65歳以上の方 ② 60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害があり、身体障害者手帳1級に相当する方
任意接種対象者	③ 妊婦
実施期間	令和2年10月1日（木）から12月28日（月）まで
助成額	2,700円 ※期間内1回のみ （庄内町助成額：1,700円 山形県助成額：1,000円） *すでに10/1から1,700円の助成を受けて接種した方には、後日還付についてのお知らせ通知を送付予定です。 <u>領収書と接種済証を大切に保管しておいてください。</u>
接種場所	県内の医療機関 *実施の有無、予約については医療機関に確認してください。
接種料金	医療機関で定める金額から、助成額を差し引いた金額

○65歳以上の定期接種対象の方には、はがきによる個別通知はしておりませんので、インフルエンザ予防接種を希望する方はかかりつけ医と相談の上、接種を受けてください。

○予防接種を受けるときは必ず健康保険証を持参ください。

◆そのほかの任意予防接種費用助成対象の方

○すでに個別通知でお知らせしている任意接種費用助成対象となる生後6か月から中学3年生までの方、60歳未満で心臓、腎臓又は呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害があり身体障害者手帳1級に該当する方の助成額は1,700円に変更はありません。

【問合せ先】

庄内町保健福祉課

健康推進係 ☎42-0147